

# 船舶事故等調査報告書（軽微）

1	船舶事故	計	22件
2	船舶インシデント	計	6件
		合 計	28件

平成24年5月25日

## 船舶事故等調査報告書（軽微）一覧

### （仙台事務所）

- 1 水上オートバイちえっと J E T 乗揚
- 2 作業船アポロ転覆

### （横浜事務所）

- 3 モーターボート昭人丸漁船飛弘丸衝突
- 4 モーターボートサンライズ・カメ乗揚（定置網）
- 5 漁船第七米丸手漕ぎボート一若丸衝突
- 6 水上オートバイ S e a ・ソルジャー浸水
- 7 ヨットベアトリクス乗揚（定置網）
- 8 モーターボート TSUBAKI 火災
- 9 漁船第二十一勇仁丸運航阻害

### （神戸事務所）

- 10 船種船名不詳漁船鳳丸衝突
- 11 漁船恵比寿丸漁船福勢丸衝突
- 12 貨物船日麟丸漁船第十清丸衝突
- 13 漁船第八十八太和丸衝突（岸壁）
- 14 漁船田井丸浸水
- 15 漁船第十五伊勢丸浸水

### （広島事務所）

- 16 貨物船泉翔丸座洲
- 17 貨物船第十一共同丸運航不能（機関損傷）

### （門司事務所）

- 18 水上オートバイ K E N G I R O II 被引浮体搭乗者負傷
- 19 漁船黒潮丸運航不能（機関損傷）
- 20 漁船第五竹吉丸衝突（防波堤）

- 21 引船兼押船第二十庄栄丸乗揚

- 22 プレジャーボート HAYABUSA 運航不能（燃料パイプ破損）

- 23 コンテナ船 X-PRESS ANNUAPURNA 漁船第八白鷗丸衝突

### （長崎事務所）

- 24 漁船大竜丸漁船豊昌丸衝突
- 25 モーターボート長福丸乗揚

### （那覇事務所）

- 26 漁船とも丸運航不能（燃料不足）
- 27 プレジャーボートなみ丸乗揚
- 28 漁船友神丸乗揚

船舶事故等調査報告書

平成24年4月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第198号	
事故等種類	乗揚（定置網）	
発生日時	平成23年8月14日（日） 15時10分ごろ	
発生場所	千葉県富津市明鐘岬 <sup>みよながねみさき</sup> 西北西方沖 富津市所在の金谷港第1防波堤灯台から真方位240° 1,150m付近 （概位 北緯35° 09.5′ 東経139° 48.5′）	
事故等調査の経過	平成23年11月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報 死傷者等 損傷	
	モーターボート サンライズ・カメ、5トン未満（長さ7.14m） 242-11873東京、個人所有 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 なし 本船 船底部擦過傷、ドライブシャフト損傷、プロペラ曲損 定置網 なし	
事故等の経過	<p>本船は、船長及び同乗者1人が乗船し、千葉県鋸南町保田漁港<sup>ほた</sup>を出港して東京都大田区呑川<sup>のみ</sup>の係留地に向けて北北西進中、前方に定置網の浮標を視認して左舷に舵を切ったが間に合わず、平成23年8月14日15時10分ごろ「明鐘岬西北西沖に設置されていた定置網」（以下「本件定置網」という。）に乗り揚げ、そのまま乗り越した。</p> <p>本船は、機関が停止して停船したため、船長が、損傷状況を確認したところ、ドライブシャフトが損傷してプロペラが回転しなかったため、航行不可能と判断して海上保安庁に通報し、救助を要請した。</p> <p>本船は、巡視艇にえい航されて富津市金谷港に入港した。</p>	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	<p>船長は、保田漁港入港及び本事故海域の航行は初めてであった。</p> <p>本船は、保田漁港出港直後、明鐘岬南南西沖の浅瀬にプロペラをわずかに接触させたが、航行に支障がなかったためそのまま航行した。</p> <p>呑川の係留地には、入航時間制限があり、船長は入航を急いでいた。</p> <p>船長は、出港前に本船装備の小型船舶用海図で本件定置網の設置位置を確認していたが、帰港を急ぎ、乗揚直前まで本件定置網の存在を失念していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、保田漁港沖を北北西進中、船長が、呑川の係留地への入航を急ぎ、本件定置網の存在を失念していたことから、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p>

原因	本事故は、本船が、保田漁港沖を北北西進中、船長が、呑川の係留地への入航を急ぎ、本件定置網の存在を失念していたため、本件定置網に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・初めての海域を航海する場合、適時、船位を測定し、海図により進路の状況の確認を行うこと。</li></ul>